

## 【イギリス】2021年法科学レギュレーター法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

\* 2021年4月29日、これまで、制定法で規定されない内務省の公的任用職として、法科学に関する活動を行ってきた法科学レギュレーターが、法に定める役職となった。

### 1 法科学レギュレーターの概要、法制定の背景等

刑事司法制度において法科学サービスを適切な科学的品質基準の管理体制下で提供することを保障する<sup>1</sup>ため、2007年7月に法科学レギュレーター（Forensic Science Regulator）（以下「レギュレーター」）が設置され、法科学の所管部門に助言や指導を行ってきた<sup>2</sup>。しかし、レギュレーターは、内務省からの資金提供を受けながらも独立して活動する、制定法で規定されない公的任用職（non-statutory public appointee）<sup>3</sup>であったため、品質の調査や強制措置に関して法的権限がなく、裁判で用いられる法科学的な証拠に関して、国民からの信頼や質を確保できないおそれがあった<sup>4</sup>。そのような状況から、2021年4月29日、レギュレーターを、制定法によって定められた職とする2021年法科学レギュレーター法<sup>5</sup>が制定された。

同法は、本則全13か条及び附則11か条から成り、一部の条項を除き、イングランド及びウェールズにのみ適用される。第11条及び第13条は同法の制定日に施行され、その他の条項は主務大臣が委任立法による規則により指定する日に施行される<sup>6</sup>。

### 2 2021年法科学レギュレーター法の概要

#### (1) レギュレーターの設置（第1条）

レギュレーターを、制定法によって定められた職として規定する。

#### (2) 法科学活動及び実施要綱（第2条～第4条、第11条）

法科学活動とは、犯罪の検出又は捜査、刑事訴訟における証拠の準備・分析・提示等を目的とした科学的手法の適用に関する活動をいう（第11条）。レギュレーターは、法科学活動の実施要綱（以下「要綱」）を作成し、公表しなければならない。要綱では、適用する法科学活動を特定しなければならないが、全ての法科学活動をカバーする必要はなく、目的等に応じて異なる規定を設けることができる。レギュレーターは、継続的に要綱の見直しを行わなければならないが、随時変更を行い、又は代替物を作成し、公表することができる（第2条）。レギュレーター

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

<sup>1</sup> “Forensic Science Regulator: About us,” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/forensic-science-regulator/about>>

<sup>2</sup> 岸本充生「海外の法規制及び社会動向」『生体認証技術の動向と活用』（調査資料2018-6）国立国会図書館調査及び立法考査局，2019，p.72. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11257105\\_po\\_20180604.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11257105_po_20180604.pdf?contentNo=1)>

<sup>3</sup> “Forensic Science Regulator Act 2021: Explanatory Notes,” p.2. legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/14/notes/division/1/index.htm>>

<sup>4</sup> *ibid.*

<sup>5</sup> Forensic Science Regulator Act 2021 c.14. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/14/contents>>

<sup>6</sup> “Forensic Science Regulator Act 2021,” *Forensic Science Regulator Newsletter*, No.36, 2021.7, p.6. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1001930/FSR\\_Newsletter\\_36\\_July\\_2021\\_Final.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1001930/FSR_Newsletter_36_July_2021_Final.pdf)> によると、全ての規定の施行には、実施要綱作成等の準備作業が必要であり、18か月程度要する見込み。

は、要綱又はその変更の公表前に、レギュレーターが適切と考える者と協議を行わなければならない。協議の対象者には、提案要綱(変更提案を含む。)を適用して活動を行う(可能性を含む。)者を代表すると考えられる者を含まなければならない。要綱又はその変更を公表することができるのは、その草案を主務大臣に送付済みであり、主務大臣がその草案を承認し、議会に提出しており、その草案が議会各院の決議によって承認済みである場合に限られる(第3条)。要綱の不遵守自体により、民事訴訟又は刑事訴訟上の責任を問われることはない。要綱は、民事訴訟及び刑事訴訟の証拠として認められ、裁判所は、関連訴訟において、要綱不遵守の状況を考慮に入れることができる(第4条)。

### (3) 調査(第5条)

レギュレーターは、ある者が法科学活動を、捜査に悪影響を与え、又は司法手続を妨げ、若しくは司法手続に偏見を与える危険性を伴う方法で行っていると信じる根拠がある場合、その法科学活動の遂行について調査を行うことができる。その場合、レギュレーターは、その者が所有し、又は管理する文書のコピー及び関連情報の提供を、書面での通知により求めることができる。ただし、高等法院の訴訟手続で提供を強制されない情報等は除く。

### (4) 法令遵守通知及び完了証明書(第6条～第8条)

レギュレーターは、ある者が第5条と同じ危険性を伴う方法で法科学活動を行っているとは判断した場合、法令遵守通知(以下「遵守通知」)を送達することができる。遵守通知とは、指定期間内又は指定日までに、指定された措置を1つ以上講ずることを求める通知で、措置が講じられた、又は講ずる必要がないとレギュレーターが判断するまで、通知の受領者の法科学活動を禁じることができる。遵守通知は、書面で行い、送達理由、不服申立ての権利及び遵守通知に従わなかった場合の結果を明記しなければならない。レギュレーターは、措置等の遵守を確保する目的で、差止命令(仮差止命令を含む)の手続を取ることができる(第6条)。レギュレーターは、措置が講じられた、又は講ずる必要がないと判断した場合、その旨の証明書(以下「完了証明書」)を発行しなければならない。遵守通知の受領者は、いつでも完了証明書の発行を申請でき、レギュレーターは、当該申請の受領日の翌日から14日以内に、完了証明書又は不発行の決定を行った場合には、その決定及び理由を明記した通知を書面で申請者に送付しなければならない(第7条)。通知の受領者は、通知の送達決定又は完了証明書の不発行に関し、その決定、手順等が誤りである場合等に、通知の確認、取消し、変更又は差戻しにつき、第1審審判所に上訴することができる(第8条)。

### (5) その他の機能(第9条)

レギュレーターは、法科学活動に関し、ガイダンス又は報告書の作成及び公表並びに助言又は支援の提供を行うことができ、レギュレーターの機能の行使に関する年次報告書の作成及び公表並びに主務大臣への提出を行わなければならない。主務大臣は、当該報告書を議会に提出しなければならない。レギュレーターは、その機能の目的等のために、レギュレーターが必要又は適切と考えるあらゆること(借金を除く。)を行うことができる。

### (6) 情報開示(第10条)

レギュレーターは、その機能に関連して得た情報を、裁判所又は審判所、警察官、政府機関、地方自治体等の公的機関がその機能を果たすことを可能とし、又は支援する目的であれば、2018年データ保護法に反する、又は2016年捜査権限法の一部の条項で禁止されている情報を除き、当該機関に開示することができる。